

参考 1

(平成 22 年 1 月 7 日第 3 回「化学物質の
リスク評価に係る企画検討会」資料)

国が実施するがん原性試験について

国が実施するがん原性試験は、労働安全衛生法第 57 条の 5 に基づき、化学物質による労働者の健康障害防止のための国の援助等として実施されている。

当該試験の結果、対象化学物質が「がんを労働者に生ずるおそれのあるもの」と判断される場合には、厚生労働大臣が当該化学物質を製造し、又は取扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表することとなっている（法第 28 条第 3 項）。

がん原性試験の実施にかかるスキームは別紙 1 のように、毎年度、2 化学物質を対象にのがん原性試験の実施の可能性を判断するフィージビリティテストを実施。これを踏まえて、試験が可能となった物質の中から、1 物質について試験に着手している。

試験については、試験対象物質の用量を決定する 2 週間試験及び 13 週間試験を実施した上で、103 週間のがん原性試験を実施しており、フィージビリティテスト着手後、試験結果の公表までには 5 年程度を要する。

このため、化学物質のリスク評価に係る企画検討会では、次年度においてフィージビリティテストに着手する物質の選定の検討を求めるものである。

(参考) がん原性試験の実施から行政対応までのフロー図

